

占領初期における新聞懇談会の意義

—戦争犯罪人報道に着目して—

賀茂 道子 (名古屋大学 大学院環境学研究科, kamo.michiko@c.mbox.nagoya-u.ac.jp)

Significance of the press conference during the early occupation period in Japan: Focusing on reports about war criminals

Michiko Kamo (Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University, Japan)

Abstract

Newspapers were influenced indirectly by the Civil Information and Education Section (CIE) in GHQ, who was responsible for media policy during the occupation period in Japan. This method was not forced like censorship, but rather was an educational approach, where newspaper editors were assembled. Despite this approach being unforced and indirect, newspapers in Japan gradually changed their articles to match the ideals promoted by the CIE. Why did the CIE adopt such an approach, and why was the control of the press so effective despite the chosen methods of influence being indirect and uncoercive? To answer these questions, this paper examined press conferences and focused analysis on reports about trials of war criminals, as a perception gap between the GHQ and Japanese media existed from the beginning of the occupation on the subject of war criminals. The solution was a press conference. At this conference, it was requested that newspaper editors ask vigorous questions to the CIE. Meanwhile, the CIE did not issue direct instructions, but instead focused on explaining the occupation policy and promoting their ideal image of what a newspaper should strive for. As a result, Japanese newspapers took on the advice of the CIE, and, using American newspapers as a model, began voluntarily including human interest stories into their reporting. Likewise, the CIE was able to gain a clearer understanding of the perception held by Japanese newspaper editors and then could use this knowledge in future occupation policy. This interactive nature was the significance of this press conference.

Key words

GHQ, CIE, occupation, media control, press conference

1. はじめに

占領期における新聞統制は、これまで、主に CCD (民間検閲支隊 Civil Censorship Division) が担当した「検閲」に焦点があてられてきた。しかし一方で、「言論の自由」の促進をはじめとするメディア政策を推進していた CIE (民間情報教育局 Civil Information & Education Section) も、新聞報道に対し、差し止め、差し替えなどを含む指導を行っていた。CIE は、メディアを通して民主主義の理想と原理を普及させ、また同時に日本の敗戦の真実、日本の戦争有罪性、現在及び将来の日本の苦境に対する軍国主義者の責任を日本国民に周知させることを任務の一つとしており⁽¹⁾、新聞報道は、この方向性から逸脱しないことが求められたからである。

CIE の新聞指導は、検閲のような正式の指令に基づくものではなかったが、当初は、公の場での命令や、CIE が作成した記事の掲載を要求するといった直接的手法がとられていた。しかし次第に、新聞記者や編集者を集めて開催された懇談会 (Press Conference) という場での指導が中心となっていった。有山輝雄は、この懇談会について『『民主的な新聞』のあり方を教育啓蒙するというタテマエをとっていたが、事実上の統制であった』⁽²⁾としている。

有山が指摘するように、懇談会の議事録からは、統制の場というよりも、むしろ新聞側の学びの場であることが見て取れる。具体的な記事に対する指示や要望は、ほ

とんど出されず、質疑応答が重要視された。その応答も新聞側の各論的な質問に対して総論的な説示によって答えるなど、一般論に終始していた。にもかかわらず、CIE の日報には「懇談会により新聞報道の改善が見られた」との報告がなされていることから、有山の主張する事実上の統制が効果を上げていたことは間違いない。

軍事占領のもとでの民主化という占領政策自体、矛盾を抱えていたが、民主化促進の旗振り役として「言論の自由」を推し進めるべき CIE が新聞報道に対し統制を行うことは、同様に大きな矛盾をはらんでいた。この矛盾を覆い隠し、日本が自主的に改革を行って民主化を達成したという体裁を整えるためには、会見による命令や記事提供といった統制が好ましくなかったのは言うまでもない。

しかしながら、自主的な民主化との体裁を整えるという目的においては、議事録が残されている新聞懇談会での教育的啓蒙ではなく、議事録が残らない場で個別に具体的指示を行ったほうが、効率的かつ効果的であったはずである。にもかかわらず、CIE は、なぜ新聞懇談会という集団体制を選択し、かつ、教育的啓蒙という形態をとったのであろうか。本稿ではこの点に第一の関心を置き、懇談会成立の背景を探るため、GHQ (連合国軍最高司令官総司令部 General Headquarters Supreme Commander for the Allied Powers) 発足以前の占領開始時にさかのぼって検証を行う。その際、GHQ 史料だけでなく、外務省外交記録及び内務省史料を用いて、占領体制確立までの過程を再検証する。次に新聞懇談会での教育的啓蒙という

形態は、いかなるプロセスを経て、どのように報道記事の改善に貢献したのかを第二の関心とし、その過程を具体化するため、懇談会により改善がなされたと報告されている戦犯裁判報道を事例とし、検証する。

これまでの占領史研究では、どちらかといえば政策立案過程に焦点が当てられがちで、政策推進手法に対する検証は充分に行われたとは言い難い。そのため、懇談会を利用した統制という、これまで焦点が当てられなかった手法を明らかにすることで、占領政策の新たな面を見出すことが出来ると考える。なお、本稿は懇談会の成立過程に重点をおくため、紙幅の関係上、ケネス・ダイク (Kenneth Dyke) が局長を務めていた占領初期 (1945年10月から1946年5月末まで) に的を絞って考察を行うこととする。

2. 占領開始後の混乱

2.1 新聞側の不安

1945年8月30日、ダグラス・マッカーサー (Douglas MacArthur) 連合軍総司令官が厚木飛行場に降り立ち、米国による日本占領が開始された。よく知られているように、日本占領は日本政府の統治形態を残したままでの間接統治であった。そのため、戦前に新聞統制を担っていた内閣情報局が占領開始後もそのまま存続しており、そこがメディア統制の窓口として占領軍との折衝にあたった。9月4日、占領軍司令部と日本政府の最初の会談が行われ⁽³⁾、その後9月8日、緒方竹虎情報局総裁、松前重義逋信院総裁らと、司令部で検閲を担当する対敵諜報部 (Counter Intelligence Section) ソープ准将、フーバー大佐との会談が開催された。この会談では、司令部から、次のようないくつかの重要な指示がなされた⁽⁴⁾。

- ① 日本が戦争中に行ったような厳重な検閲は行わない。公安維持のための僅少な取締りのみを行う。(後で、フーバー大佐から「最小限の検閲」を実行する旨が捕捉された。)
- ② 連合軍司令部により発せられた宣言文または公式発表は報道が強要される。
- ③ 思想、社説、時事解説、写真等の題材 (materials) の掲載は取捨自由選択が可能である。

続いて9月10日に出された「言論及び新聞の自由に関する覚書」においても、「最小限の制限」という文言が使用されていた。この「最小限の制限」とは、言うまでもなく占領軍司令部が民主主義を推進すべき立場であることを踏まえて使用した、建前的なものであったが、その意図を読み取れない情報局は、これまで通り新聞放送に対する統制権限を保持できると踏んだ⁽⁵⁾。そのため情報局は、これまでと変わりなく新聞各社に通達を出し続けた。9月13日、情報局から各新聞社あてに出された注意では「マッカーサー司令部の発表したものでも (情報局の) 検閲を受けること」との注が付けられており、情報局は言論統制に関して占領軍をも傘下に収めようとし

た意図が感じられる⁽⁶⁾。

ただし、③の取捨自由選択が可能であることは、占領軍の報道要求を強制されないという意味でもあり、本来推し進めるべき「自由」を反映したものとさえいよう。同様に、9月10日に開催された、情報局寺本新聞課長をはじめとする情報局担当者4名と、後にCIE企画課長となるブラッドフォード・スミス (Bradford Smith) 及び新聞課長となるミッチェル少佐を含めた占領軍司令部3名との会談においても、「司令部から提供されたニュースはそのまま掲載する必要はなく、情報局で適当な案文を作成して掲載せよ」⁽⁷⁾との指示がなされた。

このように、最小限の「検閲」を行う一方で、検閲基準さえクリアすれば報道内容は問わないともとれる発言がなされたことで、日本側は胸を撫でおろしたに違いない。というのも、ドイツやイタリアでは戦前の新聞がすべて廃刊になり新聞発行者が追放されたことから新聞社は戦々恐々とし、今後についての不安が渦巻いていたからである⁽⁸⁾。そのため、占領軍の意向を知ろうと頻繁にスミスをはじめとする占領軍情報統制部門担当者との面会を重ねていた⁽⁹⁾。その結果、司令部から曖昧ともとれる発言が相次いだことで、日本側は自身に都合の良い方向に解釈することになるのであった。

2.2 同盟通信社と朝日新聞の業務停止

こうして新聞は、占領軍から「最低限の検閲」との言質を得たことで、報道の自由は保障されていると考えた。そのため、当初の新聞報道は占領軍司令部にとって決して好ましいものではなかった。特に、この時期の占領軍司令部は、連日の米兵の犯罪報道に頭を悩ませていた。9月4日、米兵の暴行事件が多発して女生徒が避難しているとの記事、9月13日、米軍に盗まれる恐れがあるから時計や万年筆を見せるな、との注意喚起をしたうえでの、前日の17件の米兵による略奪や強盗記事、こうした記事が毎日のように新聞紙面に掲載されていた。また、占領軍に対する批判も報じられた。9月9日、ニッポン・タイムズは、占領軍は軍政府組織に基づく抑圧的政策を実施しており、同じ軍政府なら日本の軍政府の方がまし」と論評した⁽¹⁰⁾。

占領軍司令部はこれら報道に関し、日本側は「言論の自由」により占領軍批判を加えても問題ないと感じていると捉えた⁽¹¹⁾。またスミスは、米兵の事件を大げさに報道する一方で戦争犯罪に対する責任は一切報じず、「司令部の思惑とは別に独自の路線を歩んでおり、自身の目と鼻の先で日本側による宣伝工作が繰り返され苦々しく思った」と後に報告している⁽¹²⁾。

実際、横浜終戦連絡事務局の統計では、米兵による犯罪は8月30日からの8日間で1,000件以上報告されている。しかし、その内訳は、傷害致死1件、傷害4件、未遂も含む婦女暴行8件で、大半は自動車強盗や住居侵入であった⁽¹³⁾。これが実態に即した数値かどうかの判断は難しい。婦女暴行などは泣き寝入りも多かったことが容易に推測されるからである。しかしながら、先遣隊受け入れを任

された有末精三中将も、マッカーサー以下幹部送迎のための車がすべて米兵に盗まれたのを始め、当初は車の盗難と軍刀の押収のための住居侵入が多かったことを記している⁽¹⁴⁾。こうしたことから、少なくともこれら2つの犯罪が頻発したのは間違いがないが、果たして同じ犯罪を日本人が行った場合に報道するのかを考えれば、スミスの言うところの「大げさに」もあながち的外れとはいえない。

この状況に一撃を加えたのは、9月14日の同盟通信の業務停止と18日の朝日新聞（以下朝日）の発行停止である。同盟通信は、戦争が軍事的制圧ではなく天皇の慈悲によって終わり、占領軍は単なる客だとの立場をとっており、敗戦は原爆のせいで原爆は残酷な兵器であることや、日本は占領軍と対等に交渉できることなどを配信していた⁽¹⁵⁾。さらに9月10日に出された「言論及び新聞の自由に関する覚書」において、占領軍の動向を報じてはならないとされていたにもかかわらず、その覚書が出された数時間後に、占領軍進駐の日程や人数、進駐場所などの情報を配信した⁽¹⁶⁾。また、日本政府が原爆投下批判の国際世論形成を企て、同盟通信を通して原爆被害報道を海外に配信していたことも関係したと思われる⁽¹⁷⁾。

一方、朝日発行停止の理由は、朝日の報じた鳩山一郎の意見の中に、原爆投下を批判する内容が含まれていたこと、日本軍のマニラでの住民虐殺行為を掲載するに当たり「日本人としては信じきれぬ・・・」と書き添えた点などであった⁽¹⁸⁾。当時朝日デスクでこの記事を担当した森恭三は、この記事の掲載について、鳩山の記事は「占領軍の忌憚にふれるかもしれないが、日本国民としてどうしてもいっておかねばならぬことと考へ、あえて載せた」と述べている。さらに、日本各地で頻発している米兵の暴行事件について触れ、今後このような事態がないようにしてほしい旨を書いたことが発行停止に結び付いたとし、「戦時中への反省から、今後はいかなる権力に対してもご無理ごもつともという態度はとるまい、たとえ力で押しきられるにしても、1度は抵抗してから、と考えるようになっていたのです」⁽¹⁹⁾とあえて司令部に対して抵抗する気持ちがあったことを認めている。当初は新聞側に、占領軍の言いなりにならないという気概があったことがわかる。

しかしながら、同盟通信の業務停止と朝日の発行停止によって、新聞は誰が権力者であるのかを理解した⁽²⁰⁾。さらに9月15日に出されたCCDフーバー大佐の声明では、「連合国はいかなる意味においても日本を対等と考へていない」「交渉は一切存在しない」「日本政府に対して命令するのであり、交渉するのではない」⁽²¹⁾といった厳しい言葉が並んだため、これ以降、司令部に対し従順な姿勢を見せ始めることになった。連日報道されていた米兵の暴行報道は姿を消し、朝日では9月29日に「ボクらの見た米軍 よく働き、よく遊ぶ、それに引きかえ悲しい風景」と一転して米兵をたたえる記事を掲載した。

この朝日発行停止の翌日にはプレス・コードによる検閲指令、24日には「新聞ヲ政府カラ分離スル覚書」、27

日には「新聞ナラビニ言論ノ自由ニ関スル新タナ措置」が出されて、戦前から続いていた新聞に対する日本政府の統制や制限法令が廃止された。これによりメディアは司令部の直接統制とする形態が出来上がったのである。

しかし新聞を統制する諸法令は撤廃されても、情報局の組織自体は存続していた。そのため、情報局は自身の権力を手放そうとせず、27日の覚書で否定された新聞法に関し、この法律が平時立法であることを理由に、占領軍と交渉を続けていた⁽²²⁾。そのような中、9月28日、第1回「天皇・マッカーサー会談」が開催され、「言論の自由」を保証された新聞は、天皇とマッカーサーが並んで撮影された写真を大きく掲載した。前日27日に、「天皇・マッカーサー会談」に関しては、占領軍からの発表及び記事資料以外は一切報道してはいけないことを情報局から命じられていたが⁽²³⁾、会談の写真は占領軍から配布されたものであったため、新聞各紙はこぞって掲載した。これに対し情報局は、写真が皇室の威厳を損なうとして、発禁処分を命じた。情報局の係官は「占領下といえども新聞取締りの権限はまだ日本側にある」と強硬であったが、新聞側が司令部に事情を説明した結果、発禁処分は取り消されることになった⁽²⁴⁾。このエピソードは当時の絶対的権力者占領軍司令部、自身の権力を既成事実によって維持しようと考えている情報局、司令部に従う意向を示している新聞の三者の関係を如実に表しているといえよう。そして、この三者の関係に大きな変化を与えたのが人権指令の発令であった。

3. 2つの転換点—人権指令とダイク会見

3.1 人権指令の発令

ポツダム宣言の条項に「日本国政府ハ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スヘシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルヘシ」とあるように、言論の自由の達成はGHQにとって最重要課題の一つであった。戦前、共産主義者をはじめとする政治犯は、刑終了後も予防拘禁所に無期限で拘束されていた。それは占領開始後も継続されていた。近衛上奏文に「怖いのは敗戦よりも共産化である」と記されていることからわかるように、国体護持を目論む政府関係者にとって共産主義者の取り締まりは、譲ることができなかった。日本政府もポツダム宣言の条項などからGHQの意図を察してはいたが、GHQの共産主義者への対応に関しては、楽観的な見通しを持っていた。つまり、GHQもいざとなれば共産党の取り締まりを許可すると、自身に都合がよいように解釈していた⁽²⁵⁾。そのため政治犯の釈放に取り掛かる兆しはなかった。そのような状況下、9月26日に政治犯三木清の獄中死が発覚した。この情報は、敗戦国日本で未だ軍国主義体制下同様の弾圧が行われているという点で、世界中に大きな衝撃をもたらした。その結果、10月2日占領軍司令部から鞍替えして発足したGHQは、発足直後から政治犯釈放に向け動きを開始した⁽²⁶⁾。

にもかかわらず、10月に入って山崎内務相が、ロイター

記者によるインタビューで、共産主義者取り締まりのための治安維持法の廃止を考えていないと発言した。そして、それが米陸軍機関紙 *Stars and Stripes* (以下 S&S) に掲載された。山崎内務相だけでなく、岩田法相も3日、中国中央通訊社特派員の会見に応じ、同様の発言をしていた⁽²⁷⁾。

CIE 企画課長となっていたスミスはこの発言に驚き、マッカーサーに直ちに政治犯を釈放することを進言するよう、ダイクに提案した⁽²⁸⁾。この進言がどの程度マッカーサーを動かしたのかは定かではないが、GHQ は、10月4日夕刻に、治安維持法を廃し政治犯を釈放するという「政治的、公的及び宗教的自由に対する制限の除去の件(覚書)」、いわゆる「人権指令」を発令した。

米国、とりわけスミスは、日本の戦争突入の最大の要因を治安維持法においていた。治安維持法による言論弾圧により自由主義者が排除されたことが、軍国主義の台頭につながったと捉えていたのである⁽²⁹⁾。日本政府は、こうした治安維持法廃止と政治犯釈放への米側の意気込みを、まったく理解できていなかったことになる。そのため、突然予告なしに出された人権指令は大きな衝撃を与えた。東久邇首相は、こうした軍政と変わらない方法がとられるのであれば、これ以上首相を続けることができないと判断し、結局内閣は総辞職した⁽³⁰⁾。

人権指令が発令されたことは、日本政府だけでなく、新聞編集者達にとっても強い衝撃であった。スミスが「最も効果的であった政策の一つは人権指令であった」⁽³¹⁾と後に述べているように、人権指令の発令は CIE、情報局、新聞をめぐる力関係に大きな影響を及ぼした。後に朝日の社長に就任する長谷部忠は、占領開始からこの人権指令までの期間がいわば切り替えの時代だったとし、これからは新聞に関する一切の交渉は名実ともに占領軍と新聞との直接的関係となったとしている⁽³²⁾。

とはいえ、この人権指令に関する新聞報道は、CIE の満足のいくものではなかった。自由主義者達は人権指令を日本におけるマグナカルタとして歓迎するも、新聞報道は東久邇内閣の総辞職、続く幣原内閣の組閣ばかりを大きく取り上げるだけで、一向にこの指令の歴史的意義についての解説はなかった。それどころか、共産主義の脅威を挙げて間接的に治安維持法を正当化した⁽³³⁾。新聞は CIE に服従姿勢をとるようになったが、この指令の重要性や CIE が報道に何を望んでいるのかを、充分につかみ切れていなかった。

3.2 ダイク会見

人権指令により、どこに権力があるのかを理解した新聞は、頻りに CIE を訪問してその意向を探るようになった。CIE 側も積極的に受け入れ対応していた様子が日報からうかがわれる。こうした個別の対応に対し、ダイクは各社を一堂に集めた新聞懇談会の開催を提案した⁽³⁴⁾。そしてその第1回目の新聞懇談会は、思わぬ形で開催されることになった。10月24日、人権指令発令後も新聞の報道内容が CIE の方向性とは異なる点について不満を

持っていた CIE は、在京の新聞各社を呼び出し「報道の自由と独立を確立すべき責任」について、ダイクが注意喚起を行った。この場でダイクは、メディアが今後目指すべき「真実を報道するように」といった指針を4点にわたって示したうえで、戦争犯罪人や天皇制についての議論、そして海外のニュースを報じるようにとの要望を出した⁽³⁵⁾。この会見に関し、スミスの報告書では「scolding」との文言が使われ、徳富蘇峰の日記では「(新聞社の代表者に対し)手厳しく折檻を加えたという」⁽³⁶⁾と記されている。ここから、ダイクの相当厳しい姿勢がうかがわれる。

ではなぜ、ダイクは天皇制議論を行うことを要請したのであろうか。これまでもダイクは折につけ天皇制議論を行うよう伝えていたが、この時点では、新聞紙面における天皇制をめぐる議論は皆無であった。その背景には、国体護持を睨んでの保守派の抵抗、不敬罪の存在、さらに憲法改正をめぐる動きの中で戦前からの編集者がいまだ編集権をにぎっていたことによりおこった自粛など⁽³⁷⁾、様々な要因があった。もちろん、それまでタブーであった天皇制を議論すること自体に対する抵抗感も、新聞側にあった。

しかし事態は11月に入って一刻の猶予もなくなる。今後設置される占領政策決定機関の極東委員会において、新たな天皇制も含めた憲法改正問題が権限に含まれることになり、ソ連など他の連合国の介入によって米国の占領に対する権限が制限される可能性も加わったからである。つまり、マッカーサーは自身の望む占領政策実現のため、天皇を利用した政治体制の構築、すなわち新たな憲法を早急に制定する必要性が出てきた。その最重要課題である天皇制に関して「ポツダム宣言」「初期ノ対日基本方針」はともに、国民の自由な意思によるとしていた。そのため、一刻も早く国民の意思を明らかにする必要に迫られていた。

この会見の後、新聞はやっと重い腰を上げた。それまで天皇制に関する報道は一切行われていなかったが、この会見後、徐々に天皇制に関する記事が掲載されるようになった。朝日は、11月に入ると「声」欄に天皇制に関する投書を掲載し、読売新聞(以下読売)もコラム欄で天皇制について触れた。ただしここで掲載された意見は、すべて天皇制支持の意見のみであり、議論とは言い難いものであった。

そのため、CIE は11月21日、自ら制作したラジオ番組「座談会」で、釈放された政治犯である共産主義者の徳田球一を出演させて天皇制議論を行った。言うまでもなく徳田球一は天皇制反対である。これにより天皇制を論ずるというハードルが一気に下がったのであろう。早速、報道翌日から東大が世論調査を行うことを発表し、その後様々な新聞や調査会社が世論調査を発表することで、一気に国民の天皇制に対する考え方が公にされた。新聞報道でも天皇制に対する一般からの声(反対意見も含む)が掲載されるようになった。朝日では11月23日、28日、12月2日と立て続けに天皇制に対する読者からの投書を掲載した。例えば、23日の声欄で紹介された天皇制に関

する投書の1通は、「天皇制を廃することは却って国民の中に新しい、しかもより正しい信念を生ぜしめるであろう」との天皇制反対論であった。

話を、第1回懇談会におけるダイクの会見に戻すと、これ以降、CIE 日報には、海外ニュース報道の数が増えたことを評価する報告が見られるようになった⁽³⁸⁾。ダイクの叱責に近い会見は一定の効果が得られたと考えられる。ただし、この会見についての報道発表をスミスが即座に配布したにもかかわらず、実際に報道したのは、読売だけであった。実は読売が翌日すぐに報道した理由は、ある記事がCIEによって差し止められ、代わりにこの会見を報道するように指示されたからであった。他紙が報道しなかった理由は、時間的に印刷に間に合わなかったため、ミッチェル新聞課長が翌日以降に報道されているかどうかのチェックを行うことになった⁽³⁹⁾。しかし、結局朝日は短く報道するも、毎日には報道しなかった。毎日がミッチェルの指示を無視した理由は定かではない。考えられるとすれば、紙面が2頁しかない中、ダイク会見を伝えることを最重要と考えていなかったということである。またスミスではなくダイクが直接指示すれば、違った結果になっていたかもしれない。

このようにすべてが思い通りにいったわけではないが、CIEはこの会見は一定の効果をあげたと捉えた。加えてダイク会見後の懇談会で闊達な議論が行われたことで、以降継続して懇談会が開催されるようになった⁽⁴⁰⁾。さらに、情報局をはじめとする政府関係者の抵抗に対しては、新たな手を打った。情報局がまだ新聞用紙配給権を維持していたことが新聞への介入を招いていると判断したCIEは、関連部署に働きかけを行い、10月26日、「用紙配給統制撤廃の指令」を出した。この結果、用紙割り当て権は第三者委員会に移されることになり、権力を失った情報局は影響力が低下していくことになる。

4. BC級戦犯裁判報道における指導

4.1 戦争犯罪をめぐる認識の差

一方、戦争犯罪人に関しては天皇制議論とは異なる側面を持っていた。すなわち、戦争犯罪人、特にBC級戦犯をめぐるのは、日本と占領軍の間で大きな認識の差があった。

マッカーサーが厚木に到着した後、東京に移動するまでの間、日本政府を代表して占領軍と折衝を行ったのは、終戦連絡事務局の鈴木九萬であった。彼は、マッカーサー到着から9月17日にマッカーサー司令部が東京に移動するまでの19日間、進駐軍が戦犯問題を非常に重要視していたことに言及している⁽⁴¹⁾。ここでいう戦犯問題とは、戦争を指導した罪であるA級戦犯というよりも、捕虜虐待及び住民虐殺などの残虐行為を犯した罪に問われるBC級戦犯を指している。特に、捕虜虐待に関しては、ポツダム宣言に第10項に「吾等ノ俘虜ヲ虐待セル者ヲ含ム一切ノ戦争犯罪人」(傍線筆者)とわざわざ明示していることからわかるように、司令部の最大の関心事項の一つであった。

ポツダム宣言受諾後、直ちに河辺虎史郎中将を全権と

する派遣団が、マニラでマッカーサー司令部の進駐のための交渉を開始した。そこで手交された要求事項には、捕虜の安全福祉、投下物資の確実なる配達に加えて、俘虜収容所にPW (Prisoner of war) の表示を行うことが含まれていた⁽⁴²⁾。これは、俘虜収容所に物資を投下するための目印で、実際8月27日から収容所の上に食糧、医薬品、日用品などの投下が開始された。8月末は台風で天候が荒れたため、マッカーサーの進駐は2日ほど延期されたにもかかわらず、これらの食糧投下は悪天候の中でも続行された⁽⁴³⁾。またマッカーサー進駐後最初に出された指令1号、2号ともに、捕虜に関する事項が含まれていた。軍だけではなく、米国を中心とした連合国記者団も捕虜問題に対する関心が高かった。9月18日に行われた東久邇首相と連合国記者団との初会見では、捕虜虐待と真珠湾攻撃に質問が集中した⁽⁴⁴⁾。

米国では戦時中から捕虜虐待や住民への虐殺行為が広く報じられ、日本に対して非常に厳しい世論が形成されていた。しかし日本ではこうした行為は一切報じられなかったため、マニラでの虐殺行為が発表されても、信じられないとの反応が出るほどであった。朝日が、マニラでの虐殺行為を信じられないと報道したことで業務停止になったことはすでに述べた。実際、特別高等警察が内務省に提出した治安状況報告でも、「信じられない」「米軍の策略だ」といった発言が多く報告されている⁽⁴⁵⁾。また日本兵は捕虜になることを禁止されていたことから、捕虜を軽蔑する風潮があった。さらに殴打や平手打ちといった暴力行為は日本では日常生活でも行われていた慣習であるため、罪の認識は低かった。そのため、自身の捕虜虐待報道は行わないにもかかわらず、占領軍兵士の犯した罪を各新聞が連日のように報道していた。これに対し、スミスが苛立っていたことは、先述したとおりである。

しかしながら、占領軍の苛立ちを感じ取ったのか、次第に戦争犯罪人関連報道が行われるようになった。朝日は9月17日の社説「東條軍閥の罪過」において、残虐行為に対する反省を述べている。同様に毎日新聞(以下毎日)も9月21日の社説「俘虜虐待の措置」において、「日本国民の想像したこともないようなその罪を謝して、日本民族の自己完成に努めなければならない。」と反省の弁を述べている。このように戦争犯罪人に対する糾弾も行われ、戦争犯罪人の指名・逮捕・裁判の準備などは、連日のように紙面で取り上げられるようになっていった。

にもかかわらず、懇談会でダイクが叱責ともとれる強い口調で戦争犯罪人議論に言及したということは、新聞各社の戦争犯罪人報道がCIEにとって満足のいく報道ではなかったことになる。では、CIEと新聞側の戦争犯罪人報道における認識の差とはいったいどのようなものであったのか。初めての戦犯裁判であるフィリピン方面軍司令官山下奉文大将の軍事裁判報道の検証を通して、明らかにしたい。

4.2 山下裁判報道

10月24日の懇談会において、戦争犯罪人に関する議論

を行うよう言及した理由の一つに、10月17日から、フィリピン方面軍司令官山下奉文大将のマニラでの住民虐殺行為に対する軍事裁判が開始されたことがあった。戦争犯罪を理解させることはCIE設立文書の中にも、その目的として記されており、最初のBC級戦犯裁判である山下裁判は、CIEにとって非常に重要であった。しかしながら、山下に対する認識は、日米で大きな差があった。日本人にとって、山下はシンガポールを陥落させた英雄であり、人格的にも優れた高潔な人物として尊敬を集めていた。また、マニラでの虐殺は敗戦まで日本で報道されていなかったことに加え、山下が直接指揮する部隊が犯したのではなく、遠く離れて指令系統が異なる（と山下側が主張する）部隊が犯したものだ。そのため日本国内では山下を糾弾する声は皆無で、むしろ同情を集めていた。

一方、マッカーサーにとって山下は自身を逃走に追い込んだ敵であり、怨念を抱く対象であったことは、裁判を迅速にせよと介入していたことや⁽⁴⁶⁾、マッカーサーの所持していた報告書のYamashitaの部分には丸印がつけられていたこと⁽⁴⁷⁾などから明らかである。マッカーサーだけでなく、多くのCIEスタッフが戦時中に従事していた、日本兵の士気を下げ投降を促すための対日心理作戦でも、日本人が山下を英雄視しすぎることを軍国主義者の誇大宣伝の結果と捉えていた⁽⁴⁸⁾。

もちろん山下裁判が重要視された背景には、指導者責任観を確立することで軍国主義者に罪を負わせることが容易になり、東京裁判の判決がスムーズに受け入れられるという判断もあった。指導者責任観とは、ある国家の行動が否定的評価を受くべき時、その行動の責任を国家の指導者に求め、従って指導者に不利益を課すという考えである⁽⁴⁹⁾。つまり、マニラにおける虐殺行為は単なる一部隊の罪ではなく国家の罪であり、その指導者である山下に罪を問ひ、それを国民に受け入れさせることは、東京裁判におけるA級戦犯の罪の受け入れにつながると考えられていたのである。

山下裁判は、10月17日にマニラで開廷し、公判は29日から開始された。しかし、公判開始後の報道内容は、CIEの望む報道とはかけ離れていた。裁判における検察側証人の報道、つまり山下にとって不利な、虐殺に関する証言記事の掲載量が少なかったからである。山下裁判報道を、S&Sと比較すると、それは顕著に表れる。S&Sは日本で手に入る米国の日刊紙としては、唯一の物であった。（当初はヤンクという米国新聞があったが、すぐに廃刊となっている。）そのため、各新聞社はS&Sをチェックし、そこで報道されている記事を時折転載していた。S&Sは朝日社内で印刷されていたため、入手は容易であった。

S&Sと日本側の報道は大きく異なっていた。例えば、11月13日に、S&Sに大きく写真入りで掲載された「母親が証言、娘は銃剣でつかれた」という記事は、日本の新聞は取り上げなかった。この記事はUP通信社配信で、日本の新聞もこの時期にはUPにアクセスできたにもかかわらず

らず無視したのである⁽⁵⁰⁾。記事の数で比較すると、山下を弁護する弁護側証人の証言は、朝日の報道日数は9日、読売、毎日7日、S&Sも7日と、ほとんど差はなかった。しかし、検察側証人の証言に関する報道日数は、読売、毎日4日、朝日は3日しかなかったにもかかわらず、S&Sは10日であった。ここから、日本側の報道は、山下には不利な検察側証人の記事が極端に少なかったことがわかる。特に朝日が顕著であった。

このような偏った新聞報道に対し、CIEは12月2日にダイク局長名で、山下裁判及びその他の戦争犯罪裁判に関し「偏向のない報道」を行うよう命令を出し⁽⁵¹⁾、12月7日には新聞課ダニエル・インボデン（Daniel Imboden）少佐が日本新聞連盟の講演でも同様の発言を行った⁽⁵²⁾。続いて、12月12日に再びインボデンが日本新聞連盟と共同通信社の代表と会談し、すべての新聞社にダイクの通達が行き渡るよう命令を出した。その際、山下裁判だけでなく他の戦犯裁判にも適用されることを述べている⁽⁵³⁾。

ダイクの命令は、横浜で開始されたBC級戦犯裁判（以下横浜裁判）の新聞報道に早速反映された。最初の裁判である捕虜虐待の罪に問われた土屋達雄の裁判では、朝日は検察側の主張を3回、弁護側の主張を3回掲載し、山下裁判時のような偏った報道は是正された。読売、毎日も同様であった。また、捕虜収容所の劣悪な状況や平手打ちの状況を報じるなどの改善が見られた⁽⁵⁴⁾。こうした報道に対し、CIEも12月上旬の日報で改善を認めている⁽⁵⁵⁾。

さらに、読売では13日に社説で「山下裁判の教訓」として、山下の罪に関する記事を掲載した。そこには「われらはこの裁判を通じて、戦場におけるわが軍隊の素質、その犯罪性、無統制の正体をはっきりと知り得た」と書かれ、残虐行為を糾弾する内容であった。

4.3 朝日新聞に対する不満

CIEはこうした改善に一定の評価を与えつつも、12月下旬には、弁護側に好意的な傾向の報道があるとの不満を示した⁽⁵⁶⁾。それは朝日に対する不満であった。元々山下裁判時から朝日の偏向は激しかった。例えば、検察側証人の報道は3日しかなかったにもかかわらず、そのうち10月31日及び11月14日の両記事は、山下の弁護人の奮闘ぶりや弁護側証人の記事と併せての、抱き合わせ記事であった。特に11月14日付記事は、検察側証人の虐殺証言内容は9行で、それに続く山下弁護側の証言は29行と、偏りが顕著であった。

さらに、ダイクの命令が出された後の12月11日、声欄で山下大将の死刑判決に関して、「（自殺未遂を起こした）東條のふがいなさに比べて、山下の判決を受け入れる態度は胸を打つ」という、山下をたたえる投書を掲載した。翌12日には山下大将のための助命嘆願運動の様子を報道した。朝日は、10月末の時点で社内民主化改革が終結して社長以下重役のほとんどが退陣したが、戦前からの編集者が残るなど中途半端な改革に終わったことは否めない。そのため山下に対する好意的な報道姿勢が見

られたと考えられる。加えておそらく、この件が最も CIE にとって我慢ならなかったと考えられるのが、新聞連載中の CIE 提供「太平洋戦争史」フィリピン戦に関する記述である。

この件に関しては、既に拙稿で指摘したように⁽⁵⁷⁾、日本国民に戦争の真実を伝える目的で、12月8日から全国紙で連載されていた「太平洋戦争史」において、朝日は、意図的に山下に都合の悪い部分を削除していた。朝日編集者には英雄である山下が、なぜ部下の犯した罪で裁かれるのかという疑問が渦巻いていたのであろう。しかしながら既に CIE に従う姿勢を見せているにもかかわらず、こうした報道を行ったということは、CIE の山下に対する嫌悪感及びその裁判に対する意気込みを理解できていなかったということでもある。

CIE は早速、朝日に対して個別の対応をとることになった。「太平洋戦争史—フィリピンの闘い」が掲載された翌日15日の夕刻から朝日の編集者を呼び、新聞課長のロバート・バーコフ (Robert Berkov) と課長補佐のインボデンが米国の新聞を例に出して、正しい新聞編集のあり方などを提示した。その内容は明らかではないが、CIE 週報によれば、非常に興味深いものであったとのことである⁽⁵⁸⁾。

しかしここでは直接的な指示は行われず間接的な米国新聞の例示という方法をとったためか、結局、朝日は CIE が真に何を求めているのかを読みあぐねたようである。この後も12月21日に山下の助命運動の記事を、翌年1月7日の声欄には「山下大将の裁判に対して同情3通、助命運動に助命嘆願に賛成せるもの11通」との内容を掲載しようとし、事前検閲で削除の対象となった⁽⁵⁹⁾。12月12日に山下の助命嘆願記事を掲載した時には検閲で削除されなかったにもかかわらず、今回は事前検閲で削除されたのは、検閲の基準がはっきりせず担当者によって判断が異なることがしばしばあったからである。

さらに横浜裁判報道においても CIE の不満を引き起こした。指導から4日後の19日、朝日の土屋裁判の見出しは「検事強硬、死刑を主張、軍事裁判、苦悩刻む土屋警備兵」であった。同記事の読売の見出しが、「世界の裁き・・・汚濁の日本人 蛮行・死刑に値す」と土屋を積極的に非難する方向性を打ち出していたのとは対照的である。さらに28日、土屋への判決言い渡しに際し「裁かれた過去の日本」と称して、裁判は公平であったことを評価しつつも、個人が裁かれたのではなくこれまでの日本の道徳観や文化 (いわゆる殴打や平手打ちを疑問視しない風潮) が裁かれたとする、編集者のコメントを掲載した。その中で「一般道徳観について古い日本の負ふべき悲劇がそこにはっきり露出している」と「悲劇」という言葉を使用した。つまり、朝日新聞の言わんとするところは、日本のこれまでの道徳観や文化が裁かれたのであって、土屋自身の罪ではない。そして、こうした西洋とは異なる道徳観が裁かれるのは悲劇である、ということである。

結局、「偏向のない報道」という命令を理解し、掲載記事の公平性に関しては改善できても、BC 級戦争犯罪に対して CIE との間で認識の差が存在したことで、根本的な

解決とはならなかった。

5. 新聞懇談会の活用

5.1 定期開催の開始

こうした朝日の報道に対し、CIE は東京裁判開廷を目前にして危機感を覚えた。そのため国際検察局ジョセフ・キーンナン (Joseph Keenan) 首席検事が来日した直後の12月22日、26日の両日、彼を招いての新聞記者との懇談会を開催した。

懇談会は10月24日のダイク会見以降、時折開催されていたようであるが、12月8日の懇談会では、日本側から定期的に開催してほしい旨の要望が⁽⁶⁰⁾、年が明けた1月23日には毎日行ってほしいとの要望が出された⁽⁶¹⁾。実際1946年1月以降、懇談会は毎日のように開催され、別途東京裁判向けの特別懇談会も開催された。これまで述べてきた日米の認識の差に加え、はっきりしない検閲基準、抽象的かつ曖昧な文言による指導などのために、GHQ の意向を読み取れない新聞編集者にとって、CIE とのやり取りを通して真の意図を読み取れる懇談会は非常にありがたかった。

では、懇談会ではどのようなことが議題とされたのであろうか。懇談会の目的の一つは、CIE が GHQ のスポークスマンとしての役割を果たすことであった。新聞用紙割当て権を情報局から切り離す際に CIE が影響力を及ぼしたことをきっかけに、CIE は担当以外の様々な政策にもかかわるようになっていった⁽⁶²⁾。そのうえでダイクは「真実の報道」を行わせるために、10月28日に今後 GHQ の指令に関しては CIE が一括して説明を担うことで各部署の了解を得た⁽⁶³⁾。「真実の報道」とは、言い換えれば GHQ 側に都合の良い報道とも捉えることができる。おそらくこれまでの日本側の報道から、GHQ の意図を正確に報道することが難しいとダイクが考えたとしても、無理はない。こうして、必要に応じて各部署の担当者を交えて、GHQ の政策や指令に対する説明が行われるようになった。

CIE の日報でたびたび「懇談会のおかげで報道が改善した」という報告がみられるように、懇談会が新聞報道に一定の影響を与えたことは間違いない。先述したように、ダイク会見後の懇談会では、スミスからダイク記者会見を報道するように、といった具体的要望が出された。しかしながら次第に、こうした要望や指示が出されることは少なくなり、代わりに新聞編集者が質問を行い闊達な議論を行うことが要求された⁽⁶⁴⁾。質問は、占領政策への疑問、戦争犯罪人に対する処罰など多岐にわたったが、すべてに回答が得られたわけではなかった。GHQ 政策の核心に触れる質問、戦争犯罪人指名に関する質問など、「ノーコメント」との回答が出されることが度々あった。また、「オフレコで記事にしてはいけない」との断りが入ることもあった。1946年3月18日の懇談会では、新聞編集者から「私信の検閲により10日から20日ほどの郵便物の遅延が発生し、混乱が生じている。私信の検閲を行っていることを記事にしてよいか」との質問が出された。これに対し CIE は、「軍事的な理由で検閲を行っているた

め報じてはならない」としたうえで、質問も回答もオフレコであることを強調した⁽⁶⁵⁾。CIEの発言が占領政策に影響を及ぼすことや、新聞報道に対し統制を行っていると思われることを、極力避けたかったと思われる。

そのためか、懇談会におけるCIEの発言は、新聞報道に対する理念的なものが多かった。中でも「公平な報道」「真実の報道」「世界に目を向ける」に関しては、たびたび言及がなされた。世界に目を向けた報道が要求された理由は、日本の外で起こっていることを知らせることにより、広い視野を持つことが出来る、世界の情勢を遮断することは、かつて軍国主義者がしたことと同じである、との理由からである⁽⁶⁶⁾。

さらにインボデンが特に強調したのは「フリープレス」、「報道と編集者のコメントを分けること」、そしてこれらを達成するために「米国の新聞を手本とすること」であった。インボデンの12月7日の日本新聞連盟での講演の主題は「米国の新聞はいかにして民主主義を促進するか」であり、先述したように12月15日の朝日新聞との懇談でも米国の新聞を例に指導を行った。さらに翌年4月26日の懇談会では「米国新聞を教科書として使用すること」についてのレクチャーがあった⁽⁶⁷⁾。占領とは、異なる文化を持つ民族を支配することであり、当然支配者の文化や価値観が導入される。米国式の新聞報道を導入することは、CIE新聞課にとっての1つの目標でもあった。

このように、占領初期の懇談会は、GHQ政策に関する広報、及び民主的な新聞報道に対する教育啓蒙が中心となり、具体的記事に対する要望はほとんどなされなかった。

5.2 東京裁判開廷報道

しかし、こうした形態にもかかわらず、CIEの日報でたびたび「懇談会のおかげで報道が改善した」という報告がみられることから、新聞報道は次第にCIEの意向に沿うように変化していったことは間違いない。その過程を明らかにするため、CIEが「非常にすばらしい」⁽⁶⁸⁾と評価した、東京裁判開廷日の報道を例に検証を行う。

東京裁判開廷日の朝日、読売、毎日の3紙を検証すると、驚くほど紙面が似通っていることがわかる。まず、第一に「世界注視の東京裁判開く」(読売)「世界注視・第一級戦犯裁判開く」(朝日)のように、世界が注目しているという報道がなされた。第二に、ウェッブ裁判長の開廷宣言や、弁護団の妨害抗弁書といった裁判の内容そのものよりも、巣鴨から法廷に向かうまでのA級戦犯のバスの中での様子、大川に殴られた東條の様子や大川の行動、法廷での被告達の表情など、被告の人間模様に焦点が当てられていた。法廷でのやり取りに焦点が当てられていたそれまでは戦犯裁判報道とは、大きく異なるものであった。そして第三に写真である。東條や彼を殴った大川の、開廷中や休憩中に撮られた、表情がよくわかる写真が掲載された。

第一の点は、懇談会やダイクの会見などで何度も述べられていた「世界に目を向ける」が実践されたと思われる

る。ただし、この「世界注視」という言葉は既に横浜裁判時から使用されており、東京裁判で初めて使用されたものではなかった。第二、第三の点はまさに米国新聞が求める「ヒューマン・インタレスト」つまり「人間的な興味からの報道」を追求したものである。6月下旬のCIE日報では「大部分の在京新聞は、極東軍事裁判の証言についてきちんと正確に報道しているが、裁判初日に報道されたような人間的な興味からの報道や編集者のコメントはほとんど見かけない。単にストレートで正確な報道に終始している」⁽⁶⁹⁾との報告がされている。逆に言えば、この報告は、東京裁判初日の報道において「人間的な興味からの報道」が行なわれ、それはCIEが望むものであったことを示している。

この「人間的な興味からの報道」に関していえば、懇談会や記者会見での言及はない。にもかかわらず、なぜ国内新聞側はそれを取り入れることが可能であったのであろうか。それは、これまで何度もインボデンが言及していた、米国新聞を参考にしたことによる。例えば写真に関して、先に開廷していた横浜裁判報道で掲載された被告の写真は、法廷での証言時の写真、及び、正面を向いた無味乾燥な写真であった。また、上半身の写真であり、表情までは読み取れないものが多かった。しかし、東京裁判開廷報道では、休憩や傍聴時のなげない被告の心情が読み取れる表情のある写真が掲載された。



図1：読売新聞（1946年5月4日）

注：東京裁判法廷で、大川に殴られたあとの東條の表情（左）と法廷での大川の表情（右）。

つまり、被告の姿にではなく、被告の心理に焦点が当てられていたのである。こうした写真は、3紙とも掲載した。

既に述べたように、国内新聞にとって最も身近で手に入りやすい米国新聞は、S&Sである。S&Sでは山下裁判や横浜裁判の時から、被告の心情が読み取れるような、表情のわかる写真を掲載していた。例えば横浜裁判報道では、判決時の土屋被告のとまどい困惑した顔写真を大きく掲載している。



図2：S&S（1945年12月28日）

注：BC級戦犯裁判 土屋警備兵の判決時の表情。土屋の困惑した表情が掲載されている。

土屋の表情に関しては、裁判を傍聴したシカゴ・サン紙の記者マーク・ゲインが「困惑」⁽⁷⁰⁾、毎日及び朝日が「戸惑い」「苦悩」と表現している。この戸惑い苦悩する土屋の一瞬の表情を捉えたS&S写真は、おそらくS&Sを常にそばに置いて参考にしていた新聞編集者達の心に大きく刻み込まれたことであろう。

これらの表情豊かな写真は読者の関心を引くと同時に、戦犯のこれまでの威厳を失わせる目的もあった。この後の裁判における東條の写真は、これまでの堂々とした軍人の姿ではなく、不遜でふてぶてしい表情の写真が掲載された。

ただし、「人間的な興味からの報道」は東京裁判開廷日が初めてではなく、人間宣言後の天皇の写真にも表れていた。軍服を着て勲章をつけた大元帥閣下は、人間宣言後、背広を着て子どもに接する穏やかな父親として新聞に登場した。これらのプライベート写真は、宮内省がアメリカの雑誌「ライフ」に撮影させたものであった。さらに、こうした天皇の写真が人間天皇のイメージ化に寄与することは新聞社自身も理解していた⁽⁷¹⁾。インボデンが何度も米国の新聞を参考にせよと言及する中、編集者達が身近なS&S、さらに米国雑誌「ライフ」の写真を参考にするようになったのは自然な流れであったのではないかと推察される。

新聞編集者達は、具体的な要望がなくとも、アンテナを張りめぐらしてCIEの意向をキャッチしようとしていた。その結果、米国の新聞を参考にすべきと言及に反応し、米国新聞に見られる「人間的興味からの報道」を行った。米国式手法の取り入れは、新聞編集者の思想信条とは無関係であり、効果が表れやすかったといえる。

5.3 日本人に対する罪

一方で、紙面に反映されなかった例として「日本人に対する罪」が挙げられる。懇談会では、質疑応答が重視されたが、その回答で「日本人に対する罪」への言及が何度かなされた。1945年12月末に開催された、東京裁判

のための懇談会において、ある新聞編集者から、「彼（山下）の部下が行った行為に対して責任を問われるのは公平か？」という質問がなされた。キーンン検事は「まだ（米国において）裁判中で答えられない」と言葉を濁したが⁽⁷²⁾、法務局のカーペンター大佐は、「山下大将は連合国及びその国民に対しての罪だけではなく、日本国民に対しても、これに劣らず重大犯罪を犯した」との見解を示した。さらに「山下裁判報道において比島における米兵や住民に対する罪ばかり取り上げているため、大将がもっぱらこれらの人々に対する罪のみを裁かれているとの印象を与えるが、これら犯罪に対しては、大将は直接日本国民に対しても責任を負うべき点を明確にすべきである」⁽⁷³⁾と言及した。ただし、カーペンター大佐は、肝心の「日本人に対する罪」の具体的内容には言及しなかった。

同様のことが、年が明けた1946年1月15日の懇談会において起こった。自身の報道のどの部分に不満があるのかを理解できていない朝日記者から、「朝日の報道に不満があるのか。あるのなら修正するので教えてほしい」との質問が出された。これに対しバーコフ新聞課長は、「朝日だけでなくすべての新聞報道に対して」と断ったうえで、「戦争犯罪等はその犠牲者に対する犯罪であると同時に日本人に対する犯罪でもある。しかるに日本の新聞は日本人対世界との構図でとらえている。もっと裁判の目的と本質を報道するように」と回答した⁽⁷⁴⁾。このように、バーコフもカーペンター大佐同様、日本人に対する罪に言及するもその具体的内容は明らかにせず、さらには、肝心の朝日に対する不満さえも答えなかった。

ここでいうところの「日本人に対する罪」とは、CIEスタッフが戦時中に従事していた対日理作戦で議論されていた罪を指していると考えて差し支えないであろう。心理作戦では、傷病兵を自決させたこと、上官による下級兵士に対する非道な扱いなどを挙げ、軍上層部の日本人に対する罪に言及していた。同時にアジアにおける残虐行為は日本の評判を貶めたことにより、日本人に対する罪であるとしていた⁽⁷⁵⁾。つまり、敵に対し残虐行為を行ったから罪に問われているのではなく、こうした行為自体が罪であり、その被害者には日本人も含まれ、こうした行為によって日本の名声を貶めたという点でも日本人が被害者であることを指している。

こうしたやり取りの後、読売では1946年1月7日、読者からの投稿欄「叫び」に「外国人を虐待して懲罰されるのなら、日本人を虐待した者も、その非人間的暴行は同じに処罰しなければならない」とする投書を掲載した。2月9日の社説では、「士道を失いし山下大将」と称し、「同胞にこういう罪を犯させたことについて、最高責任者たる彼は世界人類に対してと同じく、日本人に対して罪を謝すべきものであった」と、まさに懇談会でのカーペンター大佐の回答そのままの論説を行った。読売は社内改革により、共産党が支援する鈴木東民率いる組合が編集権を握っていたこともあり、この時期の報道姿勢は最もGHQ寄りであった。そのためCIE新聞懇談会において言及された「日本人に対する罪」が、報道にも反映された。

のであろう。

他方、他紙では「日本人に対する罪」の言及は行われなかった。その後、CIEの「日本人に対する罪」への言及は次第になされなくなった。その背景として、この罪を日本国民が受け入れることは難しいとの判断があったことが推察される。1945年12月末の日報で、日本人は、ミュージカルにおける東條の滑稽な場面では笑うが、日本艦隊沈没の場面では笑いが無いことから、いまだ敗戦の致命傷が残っている、と報告がなされた⁽⁷⁶⁾。この後、ダイクは「日本人は思った以上に感情的で非論理的である」と述べたが⁽⁷⁷⁾、それは同胞に対する残虐行為という概念に対し、日本国民が拒絶反応を示していることも含まれていたと思われる。加えて、なかなか紙面に反映されないことから、「日本人に対する罪」を心情的に受け入れることが厳しいことを悟った。結局東京裁判起訴状に「日本人に対する罪」が取り入れられなかったことも手伝い、「日本人に対する罪」への言及は消滅していった。

6. おわりに

東京裁判開廷報道に対しては高い評価を与えたCIEであるが、先述したように6月下旬には再び不満を示すようになった。実は懇談会の回数は、東京裁判開廷後、徐々に減っていた⁽⁷⁸⁾。開催回数が減少しただけでなく、懇談会は次第にその性格をも変えていくことになった。新聞報道に求められるものといった教育的啓蒙の色彩は薄くなり、参加メディアの幅を広げようと、GHQ政策の説明及び広報に特化していくようになった。ウィリアム・コグリン(William J. Coughlin)は、こうした変化は、新聞報道に改善が見られ、GHQの意図するところが理解されるようになったため、としているが⁽⁷⁹⁾、他に、インボデンの個性、占領政策の転換等、様々な要因が考えられる。そのため、懇談会の変容については、稿を改めて論じることとする。

本稿での検証により、新聞懇談会は当初、日米間に存在した認識の差を埋めるために開始されたことが明らかとなった。山下裁判時に見られた「偏向のない報道」「(被告に)有利なものも不利なものも報じるように」といった個別の記事を指しての具体的要望は、確かに報道内容の改善にはつながった。しかし、戦争犯罪人に対する根本的なギャップを是正しない限り、その場限りの限定的なものに終わる可能性が捨てきれない。そもそも、こうしたギャップは元来日本人が受けてきた教育や習慣による部分も大きく、日本人全体の問題でもあった。そのため、CIEは懇談会という集団体制での、教育的啓蒙という形の統制方法を採用した。こうした形態の統制を可能としたのは、権力に従おうとする新聞の一貫した姿勢があったからである。CIEは懇談会と呼んでいたが、朝日では、懇談会が開始された当初から、会見と呼んでいた⁽⁸⁰⁾。新聞は懇談会を、双方向性を持った懇談の場ではなく、CIEの意向を一方向的に示す場と捉えていたことがよくわかる言葉である。

もう一点、新聞懇談会という形態を選択した裏には、

具体的記事の是正だけでなく、新聞報道の在り方を理解させ、日本の民主化促進に効果を上げる狙いがあった。そしてその正しい新聞報道の在り方とは、米国式の新聞報道であった。東京裁判開廷報道に見られた「人間的興味からの報道」を見てもわかるように、新聞懇談会はアメリカナイゼーションの一環としても働いたことになる。そしてその推進手法は、GHQが米国式を日本に押し付けるのではなく、手本として提示するという方法であった。天皇制議論もCIE制作の「座談会」という米国式ラジオ番組がきっかけとなって起こり、新聞報道はS&Sを手本とした。土屋由香が『親米日本の構築』⁽⁸¹⁾で示したように、映画によるアメリカナイゼーションはよく知られている。そもそも、占領政策自体が壮大なアメリカナイゼーションであったことは、誰もが認めることであろう。

こうした懇談会での教育的啓蒙という形態は、いくつかのメリットをCIE及び新聞にもたらした。まず、自ら民主的な報道を学ぶという形を整えたことで、新聞が自主的に報道を改善したとの体裁を整えることできた。次に、質疑応答を通して、新聞がCIEの意図を理解するだけでなく、CIEも新聞の考えを把握することが可能となった。朝日に見られるように、新聞側は懇談会を決して双方向性を持った意思疎通の場とはとらえていなかったが、結果的にCIEは新聞の、新聞はCIEの考えを把握することができた。戦争犯罪人に対する認識のギャップが根本的なところで解消されたかどうかは別として、新聞はCIEが何を望んでいるかを把握することで、CIEの意向に沿う記事を掲載するようになった。一方CIEは「日本人に対する罪」への理解が難しいことを悟り、言及を取りやめた。占領初期の混乱から安定へと移る過程で、この双方向性が大きく貢献した可能性を指摘したい。

注

- (1) 有山輝雄『占領期メディア史研究』(柏書房、1996年) 240頁。
- (2) 有山輝雄『戦後史の中の憲法とジャーナリズム』(柏書房、1998年) 16頁。
- (3) 有山前掲書『占領期メディア史研究』、62頁。
- (4) 緒方、ソープ会談の内容に関してはすべて「ソープ・緒方・松前会談」外務省外交記録A' 0054
- (5) 有山前掲書『占領期メディア史研究』、62-66頁。
- (6) 高桑幸吉『マッカーサーの新聞検閲』(読売新聞社、1985年) 52頁。
- (7) 9月10日情報局「マッカーサー司令部」会談要旨 外務省外交記録A' 0055
- (8) 長谷部忠「占領政策と新聞」(清水幾太郎編『マス・コミュニケーションと政治・経済』河出書房、1955年) 161頁。
- (9) Report dated November 8 from Bradford Smith to State Department. (RG208 Entry392 Box598) 米国国立公文書館
- (10) NHK放送文化調査研究所放送情報調査部『GHQ/SCAPによる占領期放送史年表』1987年、15頁。

- (11) History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan Vol4, Freedom of the Press, CPC06232-06234.
- (12) Report dated November 8 from Bradford Smith to State Department.
- (13) 終戦連絡横浜事務局関係文書「米軍不法行為状況ノ報告」1945年9月9日。
- (14) 有末精三『終戦秘史 有末機関長の手記』（芙蓉書房、1976年）98頁。
- (15) History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan Vol4 Freedom of the Press, CPC06232-06234.
- (16) William J. Coughlin, *Conquered Press, The MacArthur Era in Japanese Journalism*, Palo Alto, Pacific Books, 1952, p.20.
- (17) 詳細は、賀茂道子「ウォー・ギルト・プログラムの本質と政治性」（同時代史学会『同時代史研究』、2015年）
- (18) 細川隆元『昭和人物史 政治と人脈』（文藝春秋新社、1956年）80-81頁。
- (19) 森恭三『私の朝日新聞社史』（田畑書店、1981年）44頁。
- (20) Robert H. Berkov, "The Press in Postwar Japan" *Far Eastern Survey* vol.16 (July 23, 1947), p.162.
- (21) 「CCD フーバー大佐の声明文」1945年9月15日、NHK放送文化研究所放送調査部『GHQ/SCAP文書による占領期放送年表』1987年、110頁。
- (22) 有山前掲書『占領期メディア史研究』、217頁。
- (23) 「新聞紙等掲載制限事項調」情報局第四部 内務省資料 R50
- (24) 朝日新聞百年史編集委員会『朝日新聞社史』（朝日新聞社、1994年）19頁。
- (25) 「国体及共産主義ニ関スル米国内方針」外務省外交記録 A' 0113
- (26) 今西光男『占領期の朝日新聞と戦争責任』（朝日新聞社、2008年）81頁。
- (27) 同上、83頁。
- (28) Report dated November 8 from Bradford Smith to State Department.
- (29) 1942年『アメラシア』3月号に掲載したスミスの論文「日本精神」では、治安維持法による自由主義者が排除されたことが軍国主義の台頭につながったことが強く強調されている。
東中野修道編訳「ブラッドフォード・スミスの『レイプ・オブ・南京』」（亜細亜法學 49(2)、2015年）
- (30) 「美山要蔵終戦日誌」（防衛省防衛研究所史料閲覧室所蔵）に、絶対秘とし、閣議での東久邇の「いまや占領軍が事実上の軍政をひいている」との言葉が記されている。
- (31) Report dated November 8 from Bradford Smith to State Department.
- (32) 長谷部前掲論文、165頁。
- (33) Press release, 24 October 1945. (RG208 Item392 Box598) 米国立公文書館
- (34) Daily Report to Chief of Staff, 10 October 1945, CIE(A)834-837.
- (35) Press release, 24 October 1945.
- (36) 徳富蘇峰『徳富蘇峰終戦後日記』（講談社、2006年）289頁。
- (37) 有山前掲書『戦後史の中の憲法とジャーナリズム』、36頁。
- (38) William J. Coughlin, *op.cit.*, p.33.
- (39) Consolidated Report of CI&E Section Activities, 25 October 1945, CIE(A)01749.
- (40) Monthly Summary of non-Military Activities in the Enforcement of the Post-Surrender Policies for Japan and Korea No.1.(マイクロ資料)
- (41) 内政史研究会『鈴木九萬氏談話速記録』1974年 内政史研究資料 174、130-131頁。
- (42) 『マニラ』ニ於テ手交セラレタル連合国最高司令官要求事項」、江藤淳編集『占領記録第1巻降伏文書調印経緯』（講談社、1981年）70頁。
- (43) GHQ 参謀第2部『マッカーサーレポート 第2巻』（現代資料出版、1998年）94頁。
- (44) 朝日新聞 1945年9月21日
大佛次郎『大佛次郎 敗戦日記』（草思社、1995年）9月18日の日記、335頁。
- (45) 「比島に於ける日本兵の暴行報道に対する部民の反響に関する件」栗屋憲太郎編『資料日本現代史2 敗戦直後の政治と社会①』（大月書店、1980年）207-210頁。
- (46) フランク・リール『山下裁判』（日本教分社、1953年）105頁。
- (47) Report on Psychological Warfare in the Southwest Pacific Area 1944-45, RG-4 Records of General Headquarters, United States Army Forces, Pacific (USAFPAC), 1942-1947, MMA-17, R36.
- (48) 98-GHQ1-39 : Plan for Psychological Warfare against Japan, 7-8 May 1945, WOR7664-7665.
- (49) 大沼保昭『戦争責任論序説』（東京大学出版会、1975年）16頁。
- (50) UPと共同通信は10月10日に通信契約を結んだ。『共同通信三十五年』（廣濟堂、1981年）29頁。
- (51) 有山前掲書『占領期メディア史研究』257頁。
- (52) 日本新聞報 1945年12月17日。
- (53) Weekly Summary, 1-14 December 1945, CIE(A)08507
- (54) 朝日新聞 1945年12月10日。
- (55) Ibid., 1-14 December 1945, CIE(A)08507.
- (56) Ibid., 22-28 December 1945, CIE(A)08506.
- (57) 賀茂前掲論文、60頁。
- (58) Weekly Summary, 15-21 December 1945, CIE(A)08507.
- (59) 朝日新聞百年史編集委員会『戦後の新聞統制と本社』（朝日新聞社史編集室、1973年5月）151頁。
- (60) Press conference, 8 December 1945, CIE(A)01720.
- (61) Ibid., 23 January 1946, CIE(A)01721.
- (62) Report dated November 8 from Bradford Smith to State Department.
- (63) 322.1: Organization of Civil Information and Education Section, CIE(C)00007.
- (64) Ibid., 25 January 1946, CIE(A)01720.

- (65) Press conference, 18 March 1946, CIE(A)01718.
- (66) Ibid., 15 January 1946, CIE(A)01721.
- (67) Ibid., 27 April 1946, CIE(A)01723.
- (68) Weekly Report-Confidential, 12-18 May 1946, CIE(C)01625.
- (69) Ibid., 23-29 June 1946, CIE(C)01625.
- (70) マーク・ゲイン『ニッポン日記』(筑摩書房、1963年) 38頁。
- (71) 前掲書有山『戦後史の中の憲法とジャーナリズム』97頁。
- (72) Press Conference, CIE(A)01721.
- (73) 毎日新聞 1945年12月27日。
- (74) Press Conference, 15 January 1946, CIE(A)01721.
- (75) Conference of Area III.(RG208 Entry381 BOX600) 米国国立公文書館
- (76) Weekly Summary, 29 December-4 January 1945, CIE(A)08506.
- (77) Confidential Minutes of 5th Meeting in Japan, far Eastern Advisory Commission, 14 January 1946 (RG43 Entry1063 Box3) 米国国立公文書館
- (78) Press Conference, CIE(A)01722.
- (79) William J. Coughlin, *op.cit.*, p.36.
- (80) 前掲書朝日新聞百年史編集委員会『戦後の新聞統制と本社』では、懇談会ではなく、会見と記されている。
- (81) 土屋由香『親米日本の構築』(明石書店、2009年)

付記

GHQ史料、外務省外交記録、内務省史料で特に記載のない史料は、すべて国立国会図書館憲政資料室所蔵史料である。

(受稿：2017年10月31日 受理：2017年11月11日)